

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る施策について

1 新型コロナウイルス感染拡大防止対策バス・タクシー利用支援事業

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために実施する市民の日常生活に必要不可欠なバス・タクシーの運行における車内の衛生的な環境を確保する対策に要する費用の一部を補助することにより、市民が安心して公共交通を利用できる環境の整備を図る。

(2) 令和2年度の実績

① 事業内容

申請日から令和3年3月31日までに必要な感染拡大防止対策に係る費用に関して、市内のバス、タクシー及び介護タクシーの事業者が持つ車両数に次の額を乗じた金額の補助を行った。

- ・路線バス：1台当たり4万円
 - ・タクシー及び介護タクシー：1台当たり2万円
- (各々補助対象経費の1/2の額が上限)

② 補助金支給状況

支給決定件数 バス：160台 タクシー及び介護タクシー：232台
支給決定金額 10,971,168円

(3) 令和3年度の実績

① 事業内容

申請日から令和4年3月31日までに必要となる感染拡大防止対策に係る費用の補助を行う。

② 補助対象となる費用

昨年度と同様、感染拡大防止対策に係る費用を対象とする。

③ 補助金額

市内のバス、タクシー及び介護タクシーの事業者が持つ車両数に次の額を乗じた金額

- ・路線バス：1台当たり1万5千円
 - ・タクシー及び介護タクシー：1台当たり9千円
- (各々補助対象経費の1/2の額が上限)

2 妊婦タクシー利用助成事業（健康課所管事業）

（1） 目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染拡大防止に留意するために、公共交通機関の利用を躊躇する妊娠中の女性に対して、タクシー利用券を発行し、市内タクシー事業者のタクシーを利用する際に運賃の一部を助成することにより、妊婦に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止及び健康増進を図る。

（2） 令和2年度の実績

① 助成内容

令和2年度同様市内のタクシー事業者（市内7事業者＋個人タクシー5者）で利用可能な500円分のタクシー利用券を、1人につき20枚交付した。

② 対象者

市内に住所を有する妊婦で、次の条件に当てはまる者

- ・令和2年4月1日から12月31日までに母子健康手帳を交付された者。
- ・令和2年4月1日から12月31日までに母子健康手帳を所持して本市内に転入届出をした者。
- ・上記以外で、母子健康手帳を所持する者で、かつ令和2年7月20日において妊婦である者。

③ 交付状況

- ・タクシー利用券交付人数：窓口にて手渡し：430人
郵送による交付：779人
- ・利用券（1枚500円）の利用実績：11,436枚、5,718,000円

（3） 令和3年度の取組

① 助成内容

令和2年度と同様。利用期限は令和4年3月31日まで。

② 対象者

市内に住所を有する妊婦で、次の条件に当てはまる者

- ・令和3年1月1日から12月31日までに母子健康手帳を交付された者。
- ・令和3年1月1日から12月31日までに母子健康手帳を所持して本市内に転入届出をした者。

以 上